

## 札幌市ごみステーション管理器材購入費助成金交付要綱

平成 20 年 5 月 15 日	環境局長決裁
平成 21 年 3 月 12 日	一部改正
平成 25 年 4 月 1 日	一部改正
平成 26 年 4 月 1 日	一部改正
平成 28 年 4 月 1 日	一部改正
平成 29 年 4 月 1 日	一部改正
令和 3 年 5 月 1 日	一部改正
令和 4 年 4 月 1 日	一部改正
令和 5 年 4 月 1 日	一部改正

### (目的)

第 1 条 この要綱は、一般家庭から排出されるごみの飛散防止及び鳥獣によるごみ散乱防止対策として、ごみ飛散防止ネット（以下「ネット」という。）、カラスよけサークル（以下「サークル」という。）及び折りたたみ式箱型器材等のごみステーション管理器材（以下「管理器材」という。）の普及を図るため、それを購入する団体等に対し、費用の一部を助成することについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、以下のとおりとする。

(1) ネット 次のア～ウのいずれにも該当するものをいう。

ア 一般家庭から排出されるごみを一時集積するごみステーションで、ごみの飛散防止及び鳥獣によるごみ散乱防止対策として、ごみを覆うために使用する網状のもの

イ ごみの飛散防止対策として、ネットの周囲が重し性のあるロープなどで補強されているもの

ウ 鳥獣によるごみ散乱防止対策として、網目の一辺の長さが 15 mm 以下であるもの

(2) サークル 次のア～ウのいずれにも該当するものをいう。

ア 一般家庭から排出されるごみを一時集積するごみステーションで、ごみの飛散防止及び鳥獣によるごみ散乱防止対策に使用するもの

イ ごみの周囲を囲うために用いる耐久性のある板状等のもので、上部及び底部が開放されているもの

ウ 周辺の安全かつ円滑な通行を妨げないよう、高さ 75 cm 以内のものであって、収集後は、幅 90 cm 以内の大きさに片づけられるもの

(3) 折りたたみ式箱型器材 次のア～ウのいずれにも該当するものをいう。

ア 一般家庭から排出されるごみを一時集積するごみステーションで、ごみの飛散防止及び鳥獣によるごみ散乱防止対策に使用するもの

イ ごみの周囲及び上部を囲うために用いる 20 kg 以下かつ耐久性のある箱型の形状のもので、簡易に組立て及び折りたたみができるもの

ウ 周辺の安全かつ円滑な通行を妨げない大きさに折りたためるものであり、高さ 90 cm 以内のもの。ただし、高さ 75 cm を超えるものは、収集時にいずれかの側面が開放できる構造のもの

(4) 管理器材 前3号のいずれかに該当するものをいう。

(助成対象)

第3条 市長は、次の各号に定めるすべての要件を満たす者で、第10条の規定に基づき本市が登録した販売店（以下「登録販売店」という）から、管理器材（サークルを作成するための材料を含む。）を購入した者に対し、助成金を交付する。

(1) 次のアからウのいずれかに該当する者

ア 地域住民が共同で使用する家庭系ごみステーションを実質的に管理している団体等

イ 共同住宅でごみステーションの新設に伴い管理器材を設置する場合においては、「札幌市ごみステーションの設置及び清潔保持等に関する要綱（平成20年3月28日環境局長決裁）」第11条第1項に該当する共同住宅を除く全ての共同住宅の所有者等

ウ 共同住宅でごみステーション管理器材を経年劣化等により更新する場合においては、すべての共同住宅の所有者等

(2) 購入した管理器材を、次のア～カの要件に従い適正に利用及び管理すること。

ア 1か所のごみステーションにつき、ネット・サークルであれば1組、折りたたみ式箱型器材であれば1基を設置すること。ただし、折りたたみ式箱型器材については、利用世帯数、道路幅、ごみステーションの管理状況、排出状況等から総合的に判断し、所管の清掃事務局長が事情やむを得ないと認め、かつ適正に管理できるものと認めた場合に限り、2基を設置することができる。

イ 器材の大きさは、設置場所の通行に支障のない大きさとする。

ウ 収集後は器材を折りたたみ、通行に危険や支障が生じないように保管すること。

エ 設置者は、ごみ収集作業終了後は、不適正排出物などの残置物を別途適正に管理のうえ、管理器材を折りたたむこと。

オ 管理器材の破損については、設置者が責任を負うこと。

カ 設置された管理器材に起因する事故等があった場合の責任は、設置者が負うこと。

(3) 設置状況調査、又は報告に応じることができること。

(助成額及び助成限度額)

2 前項第1号のア～ウいずれかに該当する者のうち、折りたたみ式箱型器材を敷地内に設置しようとする者は、「札幌市箱型ごみステーション器材敷地内設置費助成要綱」の助成対象とする。

3 第1項第1号のイ又はウに該当する者のうち、折りたたみ式箱型器材を共同住宅の敷地外に設置しようとする者は、敷地内にごみステーションを設置することができないと当該住所地を所管する清掃事務局長が認める場合に限り本要綱の助成対象とする。

第4条 助成金の額は、予算の範囲内において次の各号のとおりとする。

(1) ネット 1枚あたりの送料等を除く購入価格（消費税を含む）の2分の1に相当する額とし、11,000円を限度とする。

(2) サークル 1基あたり（サークルの材料のみを購入し自作する場合については、45cm×60cmの合板等12枚相当分を1基とみなし、連結用紐など付属品は含まない。）の送料等を除く購入価格（消費税を含む）の2分の1に相当する額とし、16,000円を限度とする。

(3) 折りたたみ式箱型器材 1基あたりの送料等を除く購入価格（消費税を含む）の2分の1に相当する額とし、30,000円を限度とする。

2 助成金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（交付申請及び交付決定通知）

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、ごみステーション管理器材助成金交付申請書（様式1-1又は様式1-2）を市長に提出するものとする。

なお、第2条第1項第3号に該当する器材の購入にあたって助成金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を申請書に添付するものとする。

ただし、第3号に定める書類は、第3条第1項第1号のイ又はウに該当する者が添付するものとする。

(1) 設置場所付近見取り図

(2) 器材形状図又は商品カタログ

(3) 清掃事務所の承認を受けた「共同住宅ごみ処理及びごみステーション設置計画書（既存共同住宅）」の写し

2 市長は、前項の申請内容を審査のうえ交付を決定したときは、ごみステーション管理器材購入費助成金交付決定通知書（様式2。以下「交付決定通知書」という。）を発行するものとする。

3 前項の審査の結果により交付することが不相当と認めた時は、直ちに申請者に対し、その旨通知するものとする。

（管理器材の購入と助成金受領等の委任）

第6条 助成金の交付を受けることが決定した団体等（以下「交付決定者」という。）は、登録販売店において交付決定通知書（様式2）を提示し、購入の申込みをするものとする。

2 交付決定者は、登録販売店に対し、管理器材購入の際に交付決定通知書（様式2）及び委任状（様式3）を提出し、当該助成金の請求及び受領に関する一切の権限を委任するものとする。

（交付請求）

第7条 前条第2項の規定により委任を受けた登録販売店は、ごみステーション管理器材購入費助成金交付請求書（様式4）に委任状（様式3）及びごみステーション管理器材購入費助成金交付対象者名簿（様式5）を添付し、市長に助成金の交付を請求するものとする。

（交付）

第8条 市長は、前条の規定による助成金の交付請求を受けた場合において、その内容を審査し適正と認めたときは、速やかに助成金を当該登録販売店に交付するものとする。

2 助成金の交付は、登録販売店が指定する金融機関の預金口座への口座振替の方法によるものとする。

（助成金の交付の取消し及び返還）

第9条 市長は、助成金交付の決定を受け、又は助成金の交付を受けた団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全額の返還を命ずることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他の不正の手段により助成金の交付を受けようとし、又は受け

たことが明らかになったとき。

(販売店の登録)

第10条 市長は、ごみステーション管理器材販売店登録届（様式6）及び誓約書（様式7）により管理器材の販売業者の届出があったときは、次の各号に該当する者に限り、販売店の登録をするものとする。

- (1) 市内に本社、支店、営業所等を有すること。
  - (2) この要綱による助成事業の趣旨を理解し、本市に協力できること。
  - (3) 助成金の交付請求等の委任事務を適正に行うことができること。
  - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しないこと。
- 2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、その内容を審査し、登録することを決定した場合は、ごみステーション管理器材販売店登録認定通知書（様式8）により当該届出者へ通知するものとする。
- 3 前項の審査の結果により、登録することが不相当と認めるときは、直ちに届出者に対し、その旨を通知するものとする。
- 4 市長は、登録販売店が次の各号のいずれかに該当する場合、販売登録の認定を取り消すことができるものとする。
- (1) この要綱に違反したとき。
  - (2) 虚偽の届出その他不正の手段により助成金の交付を受けようとし、または受けたことが明らかになったとき。
  - (3) 同条第1項の各号の要件を満たさなくなったとき。
  - (4) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(委任)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境事業部長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月16日から施行する。ただし、第5条から第9条までの規定は、平成20年8月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条第1項の規定に基づく助成金の交付申請が、改正前の様式により提出された場合においても、記載事項の要件を満たしている場合には、申請を受け付けるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(様式 1-1)

## ごみステーション管理器材購入費助成金交付申請書

年	月	日
---	---	---

(あて先) 札幌市長

団体等名		
団体代表者	住所	〒 ー 区
	氏名	(肩書)
	電話	ー

札幌市ごみステーション管理器材購入費助成金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、助成金の交付を申請します。

購入予定登録販売店	
-----------	--

購入予定管理器材						
区分	寸法 (m)			単価*	数量	金額*
	※サークル材料: 製作予定品の周囲×高さ			(円) A	B	(円) C=A×B
ネット	縦	m	× 横	m		
	縦	m	× 横	m		
	縦	m	× 横	m		
	縦	m	× 横	m		
	縦	m	× 横	m		
サークル(既製品)	周囲	m	× 高さ	m		
	周囲	m	× 高さ	m		
	周囲	m	× 高さ	m		
	周囲	m	× 高さ	m		
	周囲	m	× 高さ	m		
サークル(材料)	周囲	m	× 高さ	m		
	周囲	m	× 高さ	m		
	周囲	m	× 高さ	m		
	周囲	m	× 高さ	m		
	周囲	m	× 高さ	m		

※ 消費税込みの本体価格 (送料・加工料は除く)

交付申請金額					0	0	円
--------	--	--	--	--	---	---	---

※100 円未満の端数は切り捨てる。

※ 助成額は、予算の範囲内において、次のとおりとする。  
ネットは税込み本体価格の 1/2 (上限 11,000 円)  
サークルは税込み本体価格の 1/2 (上限 16,000 円)

(様式 1-2)

## 折りたたみ式箱型器材購入費助成金交付申請書

年	月	日
---	---	---

(あて先) 札幌市長

団体等名		
団体代表者	住所	〒 ー 区
	氏名	(肩書)
	電話	

札幌市ごみステーション管理器材購入費助成金交付要綱第3条第1項2号に定める下記要件に従い、ごみステーション管理器材を適正に利用及び管理しますので、同要綱第5条第1項の規定により、助成金の交付を申請します。

- ア 1か所のごみステーションにつき、ネット・サークルであれば1組、折りたたみ式箱型器材であれば1基を設置すること。ただし、折りたたみ式箱型器材については、利用世帯数、道路幅、ごみステーションの管理状況、排出状況等から総合的に判断し、所管の清掃事務所長が事情やむを得ないと認め、かつ適正に管理できるものと認めた場合に限り、2基を設置することができる。
- イ 器材の大きさは、設置場所の通行に支障のない大きさとする。
- ウ 収集後は器材を折りたたみ、通行に危険や支障が生じないように保管すること。
- エ 設置者は、ごみ収集作業終了後は、不適正排出物などの残置物を別途適正に管理のうえ、管理器材を折りたたむこと。
- オ 管理器材の破損については、設置者が責任を負うこと。

購入予定登録販売店	
-----------	--

購入予定管理器材				
区分	寸法 (m) 幅×奥行×高さ	単価※ (円) A	数量 B	金額※ (円) C=A×B
折りたたみ式箱型器材	幅 m × 奥行 m × 高さ			
	幅 m × 奥行 m × 高さ			
	幅 m × 奥行 m × 高さ			
	幅 m × 奥行 m × 高さ			
	幅 m × 奥行 m × 高さ			

※ 消費税込みの本体価格 (送料・加工料は除く)

交付申請金額					0	0	円
--------	--	--	--	--	---	---	---

※100円未満の端数は切り捨てる。

※ 助成額は、予算の範囲内において、次のとおりとする。  
折りたたみ式箱型器材税込み本体価格の1/2 (上限30,000円)

### 【申請に必要な添付書類】

- 設置場所付近見取り図
- 器材の形状図又は商品カタログ
- 清掃事務所で承認を受けた設置計画書の写し (共同住宅所有者等のみ必須)





(様式3)

## 委 任 状

ごみステーション管理器材を購入したので、下記の者を代理人（受任者）と定め、下記の権限を委任します。

### 記

札幌市ごみステーション管理器材購入費助成金交付要綱に基づく助成金の交付請求及び受領に関すること。

年 月 日		
委任者 (購入者)	団体名	
	住所	札幌市 区
	氏名	(肩書)

販売店記入欄	受任者 (口座名義人)	住所
		販売店名 (肩書) 氏名
	交付決定番号	交付決定額

※ 購入者は、太線で囲んだところだけ記入してください。  
受任者の欄及びその他の欄は、販売店が記入します。

(様式 4)

(市提出用)

ごみステーション管理器材購入費助成金交付請求書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所	
販売店名	(登録番号 _____ )
代表者名	(肩書) <span style="float: right;">印</span>
電 話	



札幌市ごみステーション管理器材購入費助成金付要綱第 7 条に基づき、下記のとおり助成金を請求します。

記

1 請求助成金額 

					0	0
--	--	--	--	--	---	---

 円

2 添付書類

- (1) 交付決定通知書
- (2) 委任状
- (3) 助成金交付対象者名簿

3 振込先

金融機関名	銀行 信金				本店	口座種別	普通・当座				
口座	店番号				口座番号						
フリガナ											

(様式5)

ごみステーション管理器材購入費助成金交付対象者名簿

年 月分

申請番号	団 体 等 名	代 表 者 氏 名	交付決定額
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
計	件		円

(様式 6)

ごみステーション管理器材販売店登録届

年 月 日

(あて先) 札 幌 市 長

申請者

住 所 \_\_\_\_\_

法人名 \_\_\_\_\_

(肩書)

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

ごみステーション管理器材販売店の登録を受けたいので、札幌市ごみステーション管理器材購入費助成金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

販 売 店 の 所 在 地	札幌市 区	電話
	札幌市 区	電話
	札幌市 区	電話
	札幌市 区	電話

<登録条件>

- 1 市内に本社、支店、営業所等を有すること。
- 2 この要綱による助成事業の趣旨を理解し、本市に協力できること。
- 3 助成金の交付請求等の委理事務を適正にできること。

<助成対象品>

- 1 ごみ飛散防止ネット
  - (1) 一般家庭から排出されるごみを一時集積するごみステーションで、ごみの飛散防止及び鳥獣によるごみ散乱防止対策として、ごみを覆うために使用する網状のもの
  - (2) ごみの飛散防止対策として、ネットの周囲が重し性のあるロープなどで補強されているもの
  - (3) 鳥獣によるごみ散乱防止対策として、網目の一辺の長さが 15 mm以下であるもの
- 2 カラスよけサークル
  - (1) 一般家庭から排出されるごみを一時集積するごみステーションで、ごみの飛散防止及び鳥獣によるごみ散乱防止対策に使用するもの
  - (2) ごみの周囲を囲うために用いる耐久性のある板状等のもので、上部及び底部が開放されているもの
  - (3) 周辺の安全かつ円滑な通行を妨げないよう、高さ 75 cm以内のものであって、

収集後は、幅 90 cm以内の大きさに片づけられるもの

### 3 折りたたみ式箱型器材

- (1) 一般家庭から排出されるごみを一時集積するごみステーションで、ごみの飛散防止及び鳥獣によるごみ散乱防止対策に使用するもの
- (2) ごみの周囲及び上部を囲うために用いる 20 kg以下かつ耐久性のある箱型の形状のもので、簡易に組み立て及び折りたたみができるもの
- (3) 周辺の安全かつ円滑な通行を妨げない大きさに折りたためるものであり、高さ 90 cm以内のもの。ただし、高さ 75 cmを超えるものは、収集時にいずれかの側面が開放できる構造のもの

(様式7)

## 誓約書

札幌市長様

私は、札幌市が実施する、札幌市ごみステーション管理器材購入費助成事業に係るごみステーション管理器材販売登録の届出に当たり、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、ごみステーション管理器材販売登録届出の却下及び販売店登録認定の取消をされても依存ありません。

また、上記の誓約の内容を確認するため、札幌市が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

年 月 日

住所

法人名

代表者名

印

(様式8)

ごみステーション管理器材販売店登録認定通知書

申請者

住 所 \_\_\_\_\_

法人名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 様

札幌市ごみステーション管理器材購入費助成金交付要綱第10条第2項の規定により、ごみステーション管理器材の販売店として認定したので、通知します。

年 月 日

札幌市長

登録番号	
------	--